

地方独立行政法人神奈川県立病院機構医療安全推進規程 新旧対照表（案）

新	旧
第1条～第3条 （略） （神奈川県立病院機構医療安全推進会議） 第4条 （略） 2 会議の構成は、原則として、地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程第7条第1項に規定する事務局長、医療安全推進担当部長、看護担当部長、同規程第16条第1項に規定する各病院の医療安全推進室の室長、同規程第17条第1項に規定する各病院の同室の室長補佐（以下同じ。）及び同規程第19条第2項に規定する各病院の副事務局長とし、庶務は本部事務局総務部において行う。 3・4 （略） 5 会議の概要は、原則として直後に開催される<u>トップマネジメント会議</u>に報告する。 6 各病院の医療安全推進室の<u>室長補佐等</u>により法人全体の医療安全に係る情報収集及び対策の検討を行うため、会議の下に、医療安全ワーキング・グループを設置する。 第5条～第9条 （略） <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年5月1日から施行する。</u>	第1条～第3条 （略） （神奈川県立病院機構医療安全推進会議） 第4条 （略） 2 会議の構成は、原則として、<u>副理事長</u>、地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程第7条第1項に規定する事務局長、医療安全推進担当部長、看護担当部長、同規程第16条第1項に規定する各病院の医療安全推進室の室長、同規程第17条第1項に規定する各病院の同室の室長補佐（以下同じ。）及び同規程第19条第2項に規定する各病院の副事務局長とし、庶務は本部事務局総務部において行う。 3・4 （略） 5 会議の概要は、原則として直後に開催される<u>理事会</u>に報告する。 6 各病院の医療安全推進室の<u>室長補佐</u>により法人全体の医療安全に係る情報収集及び対策の検討を行うため、会議の下に、医療安全ワーキング・グループを設置する。 第5条～第9条 （略）